Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ポツダム会議の意義
Sub Title	The significance of Potsdam Conference
Author	田中, 荊三(Tanaka, Keizo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1962
Jtitle	史学 Vol.35, No.2/3 (1962. 12) ,p.29(185)- 54(210)
JaLC DOI	
Abstract	The Three-power conference was held at Potsdam between Winston Churchill for Great Britain, President Truman for the U.S.A., and Marshal Stalin for the U.S.S.R., to determine the future of Germany after defeated, and to fulfil the contracts of Yalta, for the ordinary diplomatic negotiations could not solve these problems. First of all, the conference provided a committee of foreign ministers, and the political principles to be followed towards defeated Germany. These problems and the economic principles were determined easily. They made effort to have the concrete solution of the details, but it was very difficult, because the disagreements between the Western allies and the Soviets had deepened. Especially, the former had felt that the Soviet's requests -to keep the security of socialists states- were imperialistic and the Western allies was eagered to check that requests. At last they entrusted the solutions of the details to the committee of the foreign ministers which was weaker than that conference in the power of solving the problems. In spite of the economic principle of the conference, that economically Germany should be only one unit the committee determined the devided administration of Germany, which became the important cause of the cold war.
Notes	間崎万里先生頌寿記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19621200-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ポッダム会議の意義

田 中 荆 三

ので、 他の国に先んじて決意したという一つの理由として挙げている、一九一四年七月四日、五日に行われたと称せられるポ われた重要会議である、この会議の意義について検討して見ようと思う。 が定説となつているが、この一九四五年のは、第二次大戦の終りに臨んで、 ツダム会議が実際に行われたか否かを論じた部分を発表させて頂いた。 した。たまたまその論文の一部を"史学"誌上に載せて頂けると云うので、第一次大戦後、連合国が、 学生時代に卒業に当り、間崎先生の御指導の下に、卒業論文としてドイツの第一次大戦に於ける戦争責任問題を研究 憶い出のあるポツダム会議と同名で、一九一四年のは前の論文に説いた如く、 間崎先生の記念論文集に書くようにとのお話 ヨーロッパの戦後処理のために、実際に行 実際には開かれなかつたというの ドイツが戦争を

に対する賠償、 所謂三巨頭は、 あつた。この会議の前の一九四五年二月に行われたヤルタ会議に於ては、 ヤルタ会議後、 ポツダム会議は英米ソ三国首脳によるテヘラン、ヤルタに次ぐ会議であり、大戦中の第三回目にして、 ポーランド、ユーゴースラヴィアに関する特別宣言、常設三国外相会議の設立などを成立せしめた。 国連に関する決定、 ソヴェ Ì ト政府はヤルタで約束せる解放されたヨーロッパの宣言とは、ほど遠い方法によつて、ルー 解放されたヨーロッパに関する宣言、フランスにドイツの占領地域の割当、ドイツ ローズヴェルト、チャーチル、 最後のもので スターリンの

ポツダム会議の意義

(1八五) 二九

開かれることとなつた。 トルーマンも之に同意し、 け早く、三人の政府の首脳の会合があるべきである〟と発表し(Herbert Feis, Between War and Peace, p. 82)、 ツ軍の降伏の直前にチャーチルはラジオ放送により、事態はこれ以上通信によつて、殆んどことを運び得ず、出来るだ このようにヤルタ協定についての争いもあり、ドイツの敗戦後の処理について多くの協定を要する問題もあり、ドイ ホプキンスをモスコーに派してスターリンに提案し、彼の同意を得、七月半ばより、会議は

ヴェ 協定を作ることを求めていた。このようにソヴェートと協定を作らんとしている反面に、英国の役人の中には、ソヴェ 領地域の する方法を見出すことを求め、米国政府により寛大なる武器貸与政策、特に占領軍への補給の同意を得、更に英国の占 当時の英国政府としては、国内経済の崩壞、早過ぎた米国軍のヨーロッパよりの撤退、ヨーロッパと中東に於けるソ ートの続ける拡張、 人口 の密なる工業人口を養う重荷を軽滅するために、 が主たる関心事であつた。それ故会議に於ては、 東独からの食料を利用し得るようにソヴェ ヨーロッパの内部と周辺の不安な情勢を緩和 との間に

た。 ソヴェ づく、自由選挙による政府が仮政府にとつて代ることを希望していた。 ーマンとしては会議に於て、ドイツに対する一般原則を確立し、ヨーロ 出来るだけ早く解除して貰いたいと考え、武器貸与を中止し、ヨーロッパにいる米国軍を帰国せしめつつあつた。 打撃を与えるために、 者が勢力を得て、反共の勢力を育てる前に、反資本主義のソヴェートの傀儡政府を強化せんとし、民主主義者の運動に るチャーチルの信念を共にするものが多くあつた。それ故、ソヴェートとしては英国の主なる目的は非支誼国をもつて 米国政府としてはヤルタ会議の如くに、ソヴェートの対日戦を強く望んでいた。 同時に、戦争により蒙つた破壞への補償とし、実質的な大規模な賠償をドイツより奪うことに強い関心を持つて の I F 究極の目的は社会主義の世界革命にあると考え、ソヴェート政府の如何なる和解の言葉も行為も策略であるとす を囲むことであると考えた。ソヴェートとしては自国の安全のために、その隣国に英米の支持する民主主義 傀儡政府の英米による承認を求め、更にその安全地帯を強化するため、南方に勢力を伸ばさんと ッパの解放された国々に於て、ヤルタ協定に基 ヨーロッパについてはその責任を トル

スペインのフアッシズム、タンジールの状態、シリアとレバノンに於ける最近の事件、 イタリア植民地のあるものへの信託統治のソヴェートの要求、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー政府の外交的承認 督するためのヤルタ宣言と一致する共同行動、イタリアの休戦条約の緩和と国連加入、を挙げた。チャーチルはト 議の設立、ドイツに対する連合国の政治と経済の政策の決定、伊、希、 マンの提案を取り上げる前に注意深い研究の要あることを強調するのみであり、英国政府としては提出すべき案を持た 七月一七日本会議が開かれると、 後に会議に付託するとなした。一方、スターリンは会議に於て取上ぐべき問題として、ドイツ船の処分、賠償、 トルーマンはただちに、米国政府の提案として、 ルーマニア、ブルガリア、 平和条約を用意するための外相! ロンドンに於けるポーランドの ハガリーの選挙を監 ル

ポツダム会議の意義

組織の消滅を挙げた (W. H. McNeill, America, Britain and Russia, 1941~1946, p. 615)

持つことであろう、 あろう、 の議事進行はのろく、 の中で、 和条約草案を作製するに決した。 議を唱えたのみで、外相会議が九月一日に最初の会合を開き、最初にイタリア及びバルカンのドイツの旧 つて英ソに通告してあり、米国と意見の相違のあつた場合に中国が米国に組すると考えたスターリンが中国の参加に異 仕事を始めるより良い道は、最初に、重要な問題を扱う英、米、ソ、 戦争の終りにヨーロッパに残された問題の巨大な範囲を扱うために、 マンの第一に提案した外相会議案は、会議前の六月一九日に米国国務長官ステチニアスが大統 との意見を具申したのによるのであつた(Feis, p. 181)。米国政府はこの案を提出することを前以 そして扱い難いであろう、僅か数カ国を招いたならば、 仏 他の国は決定に反対し、 関係国の凡てを招いて開いたならば、 中国の五人の外相より成る小会議を 挑戦的となるで 領 同盟国との講 に送つた覚書 そ

する四国の司令官を支配する共通の指令はなく、僅に六月五日の四国政府のベルリン宣言が、 ドイツより受けた破壞への物による賠償をとるとの決意を表明した。 する四国の占領地域の司令官がドイツ全体に影響を与える問題について満場一致の決定によつて共同に行動する、 国として招き、 に於ては、ドイツを占領の別れた地域に分ち、ベルリンの連合国管理委員会を通じて協力し、管理し、フランスを占領 の伝統的に戦利品をとること、領土的拡張の要求、 本会議の関心は次にドイツに対する連合国の政策の決定に向けられた。 九四三年のカサブランカ会議に於ける無条件降伏を要求する声明以外には何もなされなかつた。 管理委員会に加入せしめるとなし、 非ナチ化、 などの放棄を明らかにした大西洋憲章であつた。その後、 非武装化、 その後、 連合国の政策の最初の声明は、 軍縮に同意し、 ドイツは敗戦となつたが、 凡ての戦争犯罪人を処罰し、 連合国管理委員会に出席 復讐と勝 ドイツを占領 ヤルタ会議 ヤル . タ会 と規 利

なる問題を起しつつあり、 定したのみであつた。降伏後三カ月間一致せる政策を欠いていたため、 てることであつた。(Warburg, Gemany, Key to Peace, p. 20) 会議の開かれた主なる理由の一は、 この問題の解決のため、 各々の地域に於て、異つた政策がとられ、 共通の実行し得る政策を打ち立

宗教、 度の破壊、 定の否定的であつたことにあるとも云われるが(McNeill, p. 618)、この問題についてはヨーロッパ勧告委員会に於て これから後の暫くは、会議はチャーチルとスターリンとの論争の場と化してしまつた。 による国際生活に於ける終局の平和的協力への準備、地方自治の復活、軍事的安全の維持に害のない限りの言論、出版、 の撤去或は管理、 大体協定に達していたのであつた。それは、ドイツの完全な軍縮と非武装化、 致せる行政制度を立てるべきことには容易に一致した。これが容易に成功した秘密はドイツに於ける政治的政策の規 本会議に於てドイツに関係するポーランド国境、賠償については容易には解決に達しなかつたが、四つの占領 組合、民主的政党の組織などの自由、を規定した。 彼等の復活防止のために軍事活動或は宣伝の禁止、民主的基礎の上のドイツ政治生活の究極の再建、 ドイツ国民をして敗戦とその責任が逃れられないこと確認せしめること、凡てのナチスの組織及び制 之等の決定が会議に於て容易に決定し得た最後のものであり、 軍事生産に使用し得る全ドイツ工業施設 ドイツ が地域に

をもつて臨んだ。 クライナ喪失の代償としてドイツを犠牲にして西に広汎な土地をポーランドに与えることに決定した。 独波の関係が非常に悪くなるので、 に勝手にポーランドにオーデル河とナイセ河の西の支流までのドイツ領を割あてた。 ポーランドの国境に関してはヤルタ会議に於て、 彼はこれがポーランド人をして、彼等がロシア人に譲つたものを忘れるのを助け、 無限にソヴェートに支持を求めるようになることを期待したのであつた。 カーゾン・ラインにほぼそつた露波国境を決定し、 彼はポツダム会議にこの既 更にこれにより、 スターリンは既 ポーランド チャー · ウ チ 実

ポツダム会議の意義

史

ることを要求して反撃した。チャーチルは決して彼等の意志に反して帰国するようにポーランド人に強制しないと宣言 う、更にその場合にはソヴェートの軍事力の優勢は一時のものでなく、永久的のものとなり、英国はヨーロッパ大陸 特に米国より食料を買うことによつて占領地域の住民の食料を賄つて居り、そこに数百万の避難民が加わることによつ 分に反対であるとの人道的の立場の他に政治的、 のソヴェ おく政策は不可能ではないにしても、それは西欧の一般的経済と政治の復活を困難とする附加的な結果を生ずるであろ 意することは期待し得ないと云うのであつた。そしてドイツを永久に如何なる復讐も不可能ならしめるよう弱く保つて て生ずるであろう経済的負担に対し反対であつた。 ーリンはポーランドのロンドンの亡命政府の即時の清算、 将来の戦争の原因を作ると考え、特にドイツ民族は数世紀間、問題なくドイツのものであつたものを失うことに同 ポ ーランド領を西ナイセまでに拡げるに同意しなかつた。英国の反対する理由は数百万のドイツ人の追放を含む処 ートの軍事的優勢の圧迫の下に住まねばならないと云うのであつた。 経済的の理由からであつた。経済的には英国自身食料に不足し、外国 政治的には、若しポーランド人が広大なドイツの領土を奪つたなら ポーランド陸海軍の帰国、 かかるチャーチルの反対に対して、スタ 必要ならば武力をもつても敢てす

返すのみであつた エート が、ポーランド軍の強制帰国についてはチャーチルは同意を肯んぜず、 七月二十一日の本会議に於て、ポーランド亡命政府の全財産を新ポーランド仮政府に引渡さるべきことは合意を得た の安全の保証と見えることはチャーチルにとつて危険に見え、完全に利害は対立して居り、 (McNeill, p. 620)° 国境問題については、 スターリンにとつてソヴ 前の議論をお互に繰

その後、英国の総選挙の結果、チャーチルが破れ、アトリー首相が代つて英国の代表となつたが、相変らず重大問題に

更に翌三一日にはモロトフに、ソヴェートが引き続き行われる本会議に於て、この三つの文書に同意しない限り、 フィンランド、 により熱心であり、彼は英ソの外相と非公式の相談の後に、ポーランド国境、ドイツの賠償、イタリア、ブル Year of Decisions, p. 331)。彼は会議を終了さすに熱心であり、会議の最終の段階に於ては、協定が成立しても、 しなくても、帰国しようとまで決意するに至つた。米国国務長官バーンズは特別な原則を守るより協定を成立せしめる ついては妥協点に達しなかつた。トルーマンは初めからこの会議に出席することに気が進まなかつた ハンガリー、 ルーマニアの変態的状態に関する三つの文書を起草し、七月三〇日に英ソの外相に示し、 (H. S. Truman, ガリア、

たものであつて、 同意するが、ヤルタ協定の如く、 を得なかつた。それ故、ポーランド国境に関するバーンズの解決案は、 者をその土地に住まわせているのであつて、英米としても一時的行為としてそれを承認するより他ないことを認めざる ポーランド人は既に問題の領土をポーランドの完全な領土として扱つて居り、ドイツ人を追放し、ポーランドの移住 実際上は、英米がソヴェートの既成事実に屈したものであつた。 国境の最終決定は講和条約に於てなざるべきとの留保条件を付し、 ソヴェートの主張する如く西ナイセの国境線に 英米の体面を保

人は八月一日に会議を出るであろう、

と知らした(McNeill, p. 622)。

反対すると声明せる大西洋憲章を放棄せるものであると非難した(H. S. Hughes, Contemporary Europe, A History, して、ポーランドに東プロシャのドイツの領土の併合を許るしたのは、 英米の全権によりなされた重大な失錯であるとなし、正しくは決してポーランドのものでなかつた土地の喪失の代償と なし (Warburg, p. 20)、 英米が遂にポーランドのためにオーデル・西ナイセの国境に同意したことは、多くの批判を起し、 ヒューズは、領土併合に反対し、関係国民の自由に表明せる希望に一致しない領土的変更に ヤルタ協定の合理的解釈を超えるものであると ヴァールブル グは

ポツダム会議の意義

p. 388)。英米の無条件に同意したものでないことを明らかにするために、最終決定は講和条約を待つと云う留保条件を ヴァールブルグをして、 mreich, Twentieth Century Europe, A 週間後の八月一六日に、 付したが、 賠償を欲し、 問題は多くの論争を起した。ドイツ軍に国土を侵略され、多くの被害を蒙つたソヴェートとしては英米よりより多くの 住民の移動を行つた後に、 せる西方政府としてこれ以上野蛮な追放を記録しない』。(Warburg, p. 21)と書かしめたほどであつた。このような 民の間に叛乱が起るような事態となつたとしても、敢て辞せず、という態度をとつた。スターリンは一九四一年九月にチ ツにこの巨大な額を負担し得る能力があるかを疑つて居り、 シアの損害に同情 きであり、 支払うべきであり、その半分はソヴェートに渡さるべきであり、為替問題を避けるために支払は現金より物でなさるべ ねている如くに、賠償を取ることに熱心であつた。ヤルタ会議に際しても、 Ī ポツダム会議に於て、 チル の使者としてビーヴァブルックがモスコーを訪れた際に、ドイツ人をして何を賠償として支払わせる 殆ど意味がなかつた。 戦争終了後二年間に半分はドイツの財産特に工業設備を押えることによつて得ることを要求した。 且つ必要として居り、巨額の賠償を奪われることによつてドイツ国民の生活が困窮し、そのためドイツ国 はしたが、 重要な題目の一であつたのは、ドイツに対する経済政策の決定であつたが、 ソヴェートは東プロシア地方を割譲する協定に調印して居り(C. E. Black and E. *現代史はヒトラーの下の第三帝国によつて企てられた大衆の追放と殲滅を除いて、多分開化 講和条約に於てこれを改訂せんとしても、既成事実に左右せられることは明らかであつた。 ドイツの経済が破壊せられた現在に於て、 ポーランドとソヴェートとはこの協定を最終的のものとして考え、 History, p. 613)、ポーランド人は新しい国境内のドイツ人の追放を行い、 特に米国は第一次大戦後にドイツの賠償を賄 戦後の安定の見込を危くすることなしに、ドイ ソヴェートは、 ドイツは二百億弗の賠償を ポツダム会議の二 特にその中の賠償 その金の C. Hel

するようになることを希望しなかつた。 大部分を失つた事実を指適し、ドイツより賠償の最大量を引出すに賛成したが、ドイツ人を飢えより助けるために援助

明記せられることになつた。 五〇%はソヴェートに渡さるべし、このソヴェート政府の提案を議論の基礎とすべきである。とヤルタ会議の議定書に ソヴエートの提案に言及することさえも反対した。結局、チャーチルの譲歩により、賠償の全額は二百償弗とし、 し得るものであると説得に努めたが、イーデンはあくまでも数字を出発点として受けることのみならず、議定書の中に 反対した。マイスキーは数字は拘束力のあるものでなく、単なる議論の基礎であり、 ステチニアスは総計二百億弗を議論の基礎として受ける用意があつたが、イーデンは如何なる特別な額を記するにも モスコーの賠償委員会に於て増滅

り イツが必要な輸入品を支払うに足る商品を輸出するまで、生産品より賠償を取り得ない、との主張により難局にぶつか 根拠を明示することを求めたが、 モスコー賠償委員会に於て、総額の問題が論ぜられたが、米国の代表エドウィン・ポーレーが二百償弗と云う数字の 何も結論を出し得なかつた。 マイスキーはこれを証拠づけることは出来なかつた。この賠償委員会も、 米国 ۴

ドイツは一つの経済的全体として扱わるべきこと、ドイツの戦争能力のある工業の制限乃至管理、 る永遠の非武装化、 攻撃することを永久に不可能にしようとする考えを持つている一方に、悲惨なドイツは世界の平和にとつて有害にして 危険な存在となる惧れがあり、再びドイツ人を助けるのを強いられるようにまで圧迫すべきでないと考え、四つの原則、 ポツダム会議に際して、米国は未だヒトラーの下のドイツに対する厭悪感を持つて居り、ドイツをして再び他の国を 賠償は指定された工場の除去によつて取られ、生産品からは取らないこと、 ドイツ国民が平均の西 或は工場の除去によ

ポツダム会議の意義

(一九三) 三七

史

でない、ソヴェートの受け得る如何なる数字を決めても、 欧の生活水準で少くとも生活し得る範囲内で賠償を取り、非武装化を行うこと、を立てていた の援助なしにヨーロッパの平均より高い水準でドイツ国民の生活を維持するに必要としないものであろうことを条件と 総額を百八十億、百六十億に下げても良い、そのようなドイツの義務の限界の明示なしには実質的な賠償の保証 方地域のドイツ人を補助するのが必要となるまでドイツ経済を低下せしむべきでないとして、反対した。 半分以上をソヴェートに与えられるのに同意した、 より百億弗の賠償をとることを主張し、ローズヴェルトがヤルタでドイツの賠償として二百億弗の数字に同意し、 よう充分な生産力を持たしむべきと考えるに至つた。このような英米の態度にかかわらず、ソヴェ つた。そこで前述の如くバーンズの七月三〇日の解決案の作製となつた。 なした(McNeill, p. 620)。ソヴェートはあくまで総額決定を要求し、英米は金額の明記に反対して交渉は行詰りとな として、あくまで総額の決定を求めた。英米は、総額の決定は将来の事実によつて賠償政策を作る自由を失うので慎重 国はドイツに対する恐怖よりも、 (Feis, p. 255)、その代りとして、余剰のドイツの主要工場の率の基礎で賠償を割当てるとし、 ドイツ国民を共産主義に走らせるような苦境に追いこむべきでないとし、ドイツが再び民主主義国家に復帰し得る ソヴェートのヨーロッパに於ける優勢を押えることに、より関心を持ち、 と主張した。これに対し、英米は賠償についての如何なる協約も西 種々なる不都合が起り得る可能性が予見される、 (Warburg, p. 33)。英 その工場は海外より ートは頑固にドイツ ソヴェート として反対 そのため が その ない は

全ドイツより綜合的に工場を除去して、而る後に各国に分配すると云う案は実際的でないとの確信を強め、 ドイツの敗北よりポツダム会議までの問に、ソヴェートはその占領地域にて、活潑に彼等の考えついた総ての物を奪 如何なる形式でも軍事生産を行つた工場を賠償としてでなく、 戦利品と分類して奪つた。 このため米国 唯 問に、 の実行

p. 623)。 バー many, p. 25)' を要求したが、 料、石炭及び他の製品と交換に与えられ、それらの中よりポーランドの要求を満足せしめることを提案した(McNeill し得る方法は占領地域単位にて賠償をとるの他ないとの考えを強め ドイツの平和経済に必要のない工業設備の二五%を与えられ、その半分を無償にて、他の半分を相当する価格の食 ソヴェートは一五%を無償で、一〇%を交換で受取ることとなつた。 ンズの案に対してモロトフはソヴェートに与えられる率は未知の総額の率であるとし、なおも総額の決定 スターリンは本会議に於て総額決定の要求を放棄する代りに無償にて与えられる率の増加を要求し、そ バーンズはソヴェートが自身の地域より賠償を とることを提案し、その他に、西方諸国の占領地域よ (E. McInnis, The Shaping of Postwar

た。 が、 その責任を果すに要する手段を相談することを規定していた。 アに於て人民の意志を無視した共産主義政府が樹立せられたのを初めとして、ソヴェート軍の占領下の国々に於て 共同の義務を承認して居り、そして三国政府の意見で情勢がそのような行動を必要としたならば、三国政府はただちに 東欧諸国についてはヤルタ会議に於て、 放されたヨーロッパ』の宣言に反する行為が行われていた。当然ポツダム会議に於てこれらの国々のことが問題となつ ポツダム会議に於ける第三の重要な問題となつたのは米国の第三提案たるイタリア及び東欧の諸国の問題であつた。 国内平和の条件を回復するのを、そして自由な選挙を通じて人民の意志に責任を持つ政府を形成するのを、 "解放されたヨーロッパ" 然し乍ら、その後の情勢は、 についての宣言があり、それは自由を再び得た国民 先に述べた如く ルーマニ 助ける

の 議 チ 題にはなく、 ャ チルはギリシアに対するブルガリアの攻撃的計画についてソヴェートを非難し、スターリンはそのことは会議 非公式に論ずべきであると答えたのを初めとし、続いてチャーチルはユーゴー スラヴィアに於いてチ

ボツダム会議の意義

(一九五) 三九

リンはユーゴースラヴィアの代表を連れて来ることなしには論じ得ないとなした。 難した(McNeill, p. 619)。 る英米の石油所有のソヴェートの歿収を不満として抗議したのに対し、 トーが共産主義者と民主主義者との間の純粋な協力を許すのを拒絶せる態度をヤルタ協定侵犯の行為と攻撃し、スター つて解決すべきであると回答し、外相に委託することに決した。チャーチルはオーストリアに於て、 ィンに入ることを妨害せられ、西方諸国に割あてられたオーストリアの地域の占領のおくれていることなど相次いで非 スターリンはこの問題は正常な外交的手段をも 更にチャーチルはルーマニアに於け 英米仏の士官のウ

否定し得るのであり、それらの国の親英米の民主主義者の政府への抵抗を元気づけんと考えており、あくまで同意しな 承認を与えているのに対し、英米はルーマニア、ハンガリー、ブルガリア、フィンランドに外交的承認を与えることに かつた。本会議に於て決定し得ず、この問題は外相の会議に委託せられた。 よつて、返礼すべきであるとなした。英米は承認を拒絶することによつて、ソヴェート軍の盾の下に課せられた政府を スターリンはそのような態度は協定を不可能にするとぶつきら棒に宣言し、ソヴェートがイタリア、フランスに外交的 地域の現在の政府を承認する意志がないことを明らかにし、チャーチルも米国の態度を支持し、明らかにいらいらした ターリンは巧みに議論を承認の問題にそらした。トルーマンは、米国は自由選挙が行われるまでソヴェートの支配する ルーマニア、ブルガリアに選挙を行うとの提案を議題とせんとしたが、この問題については短く論じられただけで、ス ルーマンは二一日の本会議にて、三国より派遣された共同使節の監督の下に、イタリア、ギリシア、ハンガリー、

と説いた。バーンズはこれは馬の前に車をつけることであるとなし、一国の承認はその政府の意見に基づくべきもので トフは英米がブルガリアとルーマニアとに外交的承認を与えるなら、 選挙に関する提案は実施されるであろう、

あり、 取引の対象ではないとして譲らなかつた (Byrnes, All in One Lifetime, p. 294)°

外相達は七月二四日まで話し合つたが、 モロトフは三巨頭はわれわれより、より合理的な人達であり、道を見出すで

あろうとし、

三巨頭に問題を返した。

293)。スターリンは 民 が、チャーチルはこの発表のみにてはソヴェートと西方諸国との間の真の意見は明らかにせられず、世界は英米の態度 チルはイタリアにては自由が再現しているに反して、ソヴェートの衛星国にてイギリスの代表は鉄の垣の中に監禁され のに同意することは矛盾していると論じた。 について誤つた印象を受けるとして反対した。スターリンは承認を拒絶した国との講和条約の草案作製の仕事を初める ていると断言した。これに対しスターリンは声を高めることなく、 に対する批判に反対し、イタリア政府がソヴェートの委員に認めた如くに英米の委員の入国を認めるとなした。 の意志による承認に価する政府以外とは条約を締結しないであろう、と云つた (Feis, p. 196)。 スターリンはブルガリアなどの政府はイタリア政府のように民主的であり、トルーマン、チャーチルのそれらの政 "三国政府は各自に外交関係の再開を近いうちに考える義務がある"との協定を作らんと提案した チャーチルはそうではないと云い、条約草案は作られるが、 "凡ておとぎ話だ"と言つて否定した 英国政府は (Byrnes,

言つているが IV の 1 衛星国との講和条約の準備が外相会議の第二の緊急の仕事であるとなし、 この問題についてもイギリスとソヴェートとの対立が激しくバーンズの妥協案によつて解決を求める他なかつた。 ンズのイタリー及びソヴェートの衛星国に関する提案は、マックネールの如きは殆ど意味のない公式を屋開した、 マニアが 民 (McNeill, p. 624)、それは単にイタリーの講和条約の準備が外相会議の第一の仕事であり、 主的政府を成立せしめるまで、条約を締結しない、となした (Feis, p. 197)。 但し、三国政府はブルガリア、ハンガリー スターリンが非常に強く ソヴェ バ

ポツダム会議の意義

(一九七) 四

史

間に定期的に相談すること、それらの国に於ける人と郵便の自由な動き、が約束せられた。 ブルガリア、 の外交関係の設立を各々別個に調査するに同意する。。と云うのであつた (McNeill, p. 624)。その他、 それらの国々との講和条約の締結に先んじて、出来る範囲で、フィンランド、ルーマニア、ブルガリア、 要求したブルガリアなどソヴェートの衛星国の外交的承認については ルーマニアに於ける連合国の管理委員会の運営を改善すること、委員会のソヴェート委員と他の委員との 「三国政府は近き将来に、その時の情勢に応じて、 ハンガリー、 ハンガリーと

国の行政府に輸送の回復、石炭の増産、 の声明の正式の承認であつた。それは米国の主張たる、ドイツを唯一の経済単位として扱わるべきことを宣言し、連合 バーンズの三つの協定の成立と共に会議の危機は去り、残つた重要な決定はドイツの連合国管理についての経済原則 農業生産を最大とすること、家屋と公共施設の緊急の修復を指令したものであ

犯罪人の刑の執行、 の問題があつた。 イタリア植民地の あるものへの信託統治の ロシアの要求、 シリアとレバノンに於ける最近の事件、 以上の如き主要なる問題の他に、ソヴェート政府が会議に議題として提出したものに、① 7 ケーニヒスベルグ市を含む東プロシャの一部へのソヴェートの要求、⑧ 10 東欧諸国よりのドイツ人の追放、⑪ があり、その他会議に於て問題となつたものに、⑥ 3 ギリシア、マケドニアの問題、 スペインのファッシズム、 モントルー 4 12 ドイツ船の処分、② イランよりの外国軍隊の 協定の改訂、 タンヂールの状態、 ユーゴー スラヴィア 9 戦争 (5) 前

が英米に引渡されていることを言い、その三分の一をソヴェートに配分されることを要求した。会議に於てチャーチル 1 イツの軍艦と商船の処分については、スターリンはドイツ降伏の後間もなく、 殆ど凡てのドイツの商船と軍艦

ることを要求して譲らなかつた。 れるに決した。 は、その配分はその国の蒙つた損害に比例して考慮すべきを希望したのに対し、スターリンは完全に三分の一を配分す 結局、 商船の処分は対日戦の終了を待つこととし、その後に処分は外相達に委任せら

- あるとなした。ソヴェートのイタリアの植民地を求める唯一の理由は、大戦中にダーダネルス海峡の附近で損害を受け るのに、領土的要求をせず、ケーニヒスベルグもバルト諸国も何も要求していないとなし、ソヴェートの要求を不当で となった (McNeill, p. 619)。 のであつた。トルーマンは調停者としてこの問題を外相達に委任することを提案し、 たソヴェートの軍艦が避難する所がないことが明らかになつたので、アフリカ海岸にソヴェートの基地を欲すると言う 攻撃を受けているにもかかわらずイギリス軍のみにて征服したものであり、しかもイギリスは莫大なる損害を受けてい ェートがアフリカの大なる土地を得んと希望するとは考えなかつたと言い、チュニスを除いてはイギリス本土が激しい 前イタリア植民地のあるものに対するソヴェートの信託統治の要求はチャーチルを驚ろかし、チャーチルはソヴ 九月の外相会議にて商議すること
- るようになると考え、外交関係を絶つことに反対であつた。トルーマンも同様な考えを持ち、フランコ政府と外交関係 されたものであり、明らかな独裁政治であり、国際連合にとつて危険なものであることを指適し、英米政府がフランコ を絶つとスペインに再び内乱が起る可能性があるとし、米国が内乱のきつかけを作ることに反対であつた。 スペインの人心が今フランコ政府を去りつつあるので、この際外交関係を絶つと却つてスペイン人がフランコを支持す 政府より外交的承認を撤回することを希望した。チャーチルはフランコ政府に好意を持たないことを明らかにしたが、 スペインについて、スターリンはフランコ政府はスペインの固有のものでなく、 独伊によりスペイン国民に強制 ・ンズは

ポツダム会議の意義

(一九九) 四三

その国連加入を支持せず、と明記することによつて解決した イタリアの国連加入へのソヴェートの支持を得んとの考えをもつて、議定書の中に、スペインが現在の政府である限り、 (Feis, pp. 200~202)°

- た。 を明らかにした。然し、 的地位に鑑み、 べきでない はスペインに関する彼の提案が斥けられた後、 強くソヴェートの参加に反対し、ポツダム会議前には何の結論にも達し得なかつた。ポツダム会議に於て、 に知らした。 こでタンジ ト大使は、 4 かくてソヴェ 大戦中にスペインはタンジールを占領したが、戦争が終了すると喜んでこれを放棄することを明らかにした。 ソヴェ ルル との説がいれられ、決定は延期せられることとなつた。但し、 米国政府はソヴェートを参加せしめんと努力したが、 国際管理にとどめるに同意し、近き将来にパリで英、米、ソ、仏の政府の代表が商議することを明記 の管理問題を議するためパリに英、仏、 ートはタンジールの処分決定に参加し得る立場を得たのであつた。 ート政府はタンジールに関心を持つているので、この会議に招かれないことに驚ろいた、 イーデンのフランスが重大な関心を持つているので、フランスの参加しないこの会議で決定す ソヴェートはタンジールの将来を決する会議に参加する資格があること 米 西の四国が会議を開かんとした際、 スペイン政府は西方諸国以外とは商議しないとして 議定書の中に、 三国政府がタンジ ワシントンのソヴェ と米国政府 スターリン Ţ の戦略 そ
- リア、 府の首斑たりしド・ 放フランス委員会は国際連盟の承認がなければ委任統治を改変し得ないとして先の独立宣言を否定し、 (5) レバ 暫くは独立宣言にとどまり、一九四三年の春に至つて、漸く選挙を行い、政府が成立した。 フランスの委任統治地であつたシリアとレバノンはフランスの敗戦後、 ノンに拡つた。 ゴ] ル 英米は戦争遂行のためにレバノンが必要であることを理由に干渉し、 はレバ ノンの憲法承認の要求に対し、 大統領、 閣僚の逮捕をもつて応えた。 イギリス軍に解放せられて独立国となつ レバノンの大統領 アルジェ 反仏の暴 フランス臨時政] ゥ は 閣

僚は再び元の位置に戻り得た。

pp. $132\sim135$, $304\sim6$)° 戦に、障害になると考えたチャーチルはこれを容れ、フランス軍の停戦を求めた。ド・ゴールはフランス軍の停戦を命 脅迫と解し、 を去ることを声明したが、両国ともこの問題について積極的に解決する意志がなく、両国政府の交渉は開始せられなか じ、イギリス軍がダマスクスに入つた時、フランス軍にダマスクスを撤退することを命じた。その後もレバノンの情勢 る政治、文化、軍事上の特権を得んと交渉を開始し、交渉中に多くの軍隊を派遣した。シリア人とレバノン人はこれを つた。ポツダム会議に於て、スターリンはこれらの国の事態についてフランス政府と会議を開くことを提案した。チャ は不穏なものがあり、フランス政府はこの情勢を解決したいと考え、イギリス軍の撤退と同時にフランス軍もレバノン ーチルはすぐに撤兵し得ざる事情を説明し、 ド・ゴールはシリア、レバノンに於けるフランスの特権を放棄するを好まず、一九四年三月、シリア、レバノンに於け シリア政府は休戦のためイギリス軍の介入を求めた。この地方に於ける騒乱はスエズ運河の航行に、ひいては対日 ストライキ及び示威運動をもつて抵抗し、遂に戦斗となり、フランス軍はダマスクスなどの都市を爆撃し 強く会議を開くことに反対したので、スターリンは提案を撤回した(Feis

く兵をとどめておきたかつた。 している。 6 九四二年に調印せられた英、ソ、イラン条約はそれらの外国の軍隊が終戦後六カ月以内にイランより撤退すると規定 ート軍、南部はイギリス軍により占領せられ、アメリカ軍がペルシャ湾よりソヴェート国境までの輸送に当つていた。 イランは戦争中、 米国はイランに対日戦の終了まで軍隊をとどめておきたく、イギリスも油田などを守るために出来るだけ長 軍事基地として、 然し、 英米が長くイランに兵をとどめておけば、 ソヴェート及び東洋への輸送路として、重要な意義があり、 ソヴェートも当然のこととして撤兵さ その北部はソヴ

ポツダム会議の意義

(二() 四五

した 戦終了の六カ月後まで駐屯せしめることを主張した。イギリスもただちにこれに同意し、撤兵は外相会議に委ねるに決 対独戦の終了か、対日戦の終了か、を明確に規定していなかつたので、ソヴェートは終戦を対日戦の終了と解し、 る立場にあつた。ポツダム会議に於て、イギリスはただちに撤兵することを提案したが、条約の規定せる終戦について、 せず、その間にソヴェートの占領する地域が共産化される惧れがあり、そのためには早く撤兵する方が良いとの矛盾せ (Feis, pp. $302\sim4$)° 対日

- るソヴェートの返礼であつた (McNeill, p. 626)。 ては強く反対した英米も殆ど反対せずして、同意した。先に述べた連合国管理委員会の改善はこの連合国の同意に対す ヒスベ 7 ルグ ロシアは古くよりバルト海に不凍港を求めていた。それ故、ドイツに勝利を得たこの機会に不凍港であるケーニ (現在のカリーニングラード) を含む東プロシアの一部の領有を要求した。ポーランドの国境の拡張につい
- 船舶、 政府はその航 年にトルコ政府はエチオピア戦争に鑑み、海峡の再武装化を要求し、その結果、スイスのモントル 於ける商船 ローザンヌ条約は改訂せられ、 ヴル条約は、英、仏、伊、日、希、ルーマニア、ブルガリアより成る国際海峡委員会にその管理を委ね、 ル海峡の通航権であつた。このロシアの希望はしばしば国際紛争の原因となつていた。第一次大戦後一九二〇年のセー 8 軍艦、 ロシアが北海に於ける不凍港と同様に古くより強く要望していたのは、黒海の出口たるボスフォラス・ダーダネ の航行の自由は認められた。然し、 航空機の通過の自由を認め、 行に厳重なる制限を課する権限を有し、 海峡の管理に当つていた国際海峡委員会の廃止と、 この原則は一九二三年のローザンヌ条約によつても受けつが 軍艦に関しては、平時或はトルコが交戦国でない戦時に於いも、 ŀ ルコの交戦国たる時、 ないしは参戦の危険が差し迫つていると 海峡の再武装が承認せられ、 ーで会議が開かれ、 れた。 トルコは各国の 一九三六 平時に ŀ ルコ

考える時には、軍艦の航行の許可は全くトルコ政府の権限に属すると云うのであつた。

海峡、 ダネルス海峡に対するロシアの特別な地理条件を主張し、 と交渉することに同意した、と記し得たのみであつた(McNeill, p. 620)。 致したモントルー協定の改訂を議題として取り上げたが、トルーマルはヨーロッパの総ての重要な国際水路、 の対立より何も決することが出来ず、議定書には、モントルー協定は時代後れと認められ三国政府が個々にトルコ政府 1 jv スターリンは ライン河、 協定の改訂について討議することについて同意を得ていた。ポツダム会議に於て、 ヤルタ会議に際し、 ドナウ河、キール運河、に於ける自由にして平等な航行の一般的な案を提出した。 モントルー協定が時代後れとなつたことを指適し、次の三国首脳会議に於て、モン ソヴェートに特別な権限を与えられるべきを要求した。両者 チャーチルがヤルタ会議で一 スターリンは トルコの

- れ 時、 にとどまつた しい裁判をもつて裁く意図を再確認し、 9 スターリンは首謀者の名を挙げることを希望したが、取り上げられなかつた。三国政府はこれらの犯罪人を早い正 口 ンドンに於て英、米、仏、ソの代表が具体的方法を準備しつつあつた。ポツダム会議に於てこの問題が討議せら 一九四三年のモスクワ三国外相会議を機に、ドイツの戦犯訴追の方針が表明され、 (McNeill, p. 626)° ロンドンに於ける商議がこの目的のために急速に協定に達する希望を表明する ポツダム会議の開 かれている
- するように希望することを議定書の中に表明した おれることを要望し、 人に対する反感が未だ大であつたため、 10 チェッコスロヴァキア、ポーランド、 連合国管理委員会がドイツの避難民を受け入れ得る協定を作り得るまで、これ以上の追放を中止 三国政府はこれらの追放を承認した。然し、それが秩序ある人道的な方法で行 ハンガリーに於て、ドイツ人が大量に追放せられていたが、英米のドイツ (Feis, p. 351)°

ポツダム会議の意義

二〇三)四七

史

とを論ずべきであるとなした。 に居るのであつて、全ヨーロッパの不幸を解決する法廷に坐わりたくないとし、 の代表が出席していなくては論じ得ないとなした。 (McNeill, p. 619)° (12) ユーゴースラヴィアについては、先に述べた如く、 トルーマンの主張に スターリンも同調し、 トルーマンは米国の代表として世界のことを論ずるためのポツダム チャーチルが提案した時、 ユーゴースラヴィアに関する争いは 終つた 会議は三巨頭が同意し得るであろうこ スターリンがユーゴースラヴィア

達は別れるに当り、 Mayor and Forster "The United States and the Twentieth Century" 以せ にかかわらず、三巨頭会議はその後十年間再び開かれなかつた。 な問題は協定に達しなかつた。 されなかつた。 ポツダム会議についてプラットは (Feis, p. 33) と書いている如くに、十七日間の会議は友好的な空気の中に進められたが、 会議中の彼等の友好的な交わりを賞讃しあつたけど、友情の深い内部的な光は彼等の言葉の下に見 (J. W. Pratt, "空気は友好的であり、 A History of United 議論は一般に良い性質のものであり、 (p. 659) States と書かれており、 Foreign Policy, p. *ポツダムで盛であつた友好の空気 フェ しかも多くの論争的 1 · スは 714) と述べ、 "政府 会議の成 の首脳

出

果はその友好的な空気を裏切るものがあつたことを示している。

であり、 会議が相当な成果を収めたと述べるのが通例であつて、ポツダム会議に出席した政治家達も、 国際会議に出席した政治家は、明らかに自国に不利な結果に終つた場合を除いては、自己の手腕を誇示するためにも、 永続的であると世界を信ぜしめようと努力した。 彼等のなしたことが健全

来、暫くの間、 とが確認されたソヴェートとしては当然のことであつた。 民主国の政府と人民が、他の連合国と一緒に、正しいそして確かな平和の創造を保証するであろう、 *会議は三国政府間の結びつきを強化した。そして彼等の協力と了解の限界を拡げた。 彼等の主張する如くに会議の成果をたたえ得たのは、ソヴェートのラジオ及び新聞のみであつて、 (McNeill, 東欧に対する英米の干渉を押えるに成功し、 Ġ 628)と述べているが、年来の希望であつたバルト海の不凍港ケーニヒスベルグを得ることが 賠償についてもドイツの占領地域より得ることが出来るこ ……会議の結果は三つの大なる イズヴェスチアは 新しい確かさを作

のヴァンデンバーグは、 リストの多くはロシア人が取引の中最善のものを得たと感じ不満であつた。 ラジオを通じ国民に報告をなし、その中で会議の決定の要点を述べ、国際取引に於ける妥協の原則を弁護し、 していることを明らかにした(McNeill, p. 628)。それでトルーマンの帰国も冷く迎えられ、 会議にて有利な結果を得たと考えるソヴェートと異つて英米の新聞は、より熱狂的でなく、米国の議会人とジャー ブルガリア、 コムミュニケよりトルコとイランに関することを除いているのはソヴェートと英米との間に強い意見の対立を反映 ンガリー ポツダム会議のコムミュニケが特に東欧の自由選挙と印刷の自由に関して曖昧なることを批 が如何なる国の勢力範囲でもないとなした。 トルー 八月六日に共和党の有力者にして上院議員 マンは後に回 トル 顧録を書いているが、そ] マンは八月九日に Jν ーマニ

(三)(五)

ポツダム会議の意義

四九

リンとロシア人とに会つてことによつて、 そして将来の外交政策を形成するになさねばならぬことを明らかに覚つたことである。と述べ、ポツダムに於てスター 議の成果があつた如く書いているが、続いて彼は一然し、より重要なのは、私が心の中で達した結論のあるものであり、 の中では 策とソヴェート 足すべき合意に達することなしにはソヴェートに原子兵器についての知識を提供しないとの決意をなしたとし、そして、 ており、彼等が既にわれわれの困難を利せんと計画しつつあることが明らかになつたとなし、管理と査察とについて満 会議の結果について失望或は不安より解放されていると、或はわれわれにとつて重大な問題が良い解決にもたらされた ても強くソヴェートの提案に反対しており、 総選挙に破れ、 日本の管理について ソヴェート政府に一部も譲らないとの決意を固めたことを明らかにしている (Truman, p. 342)。 もブルガリア、 つに分つ鉄のカーテンの背後に拡がりつつあることが可能である』となした(McNeill, p. 629)。続いてベヴィ と考えるようにと、 イギリスに於てもドイツに対する経済に関する決定に疑惑を持ち、会議の成果は歓迎せられなかつた。 そして起りつつあることの乏しいそして用心深い説明がここにもれて来るが、巨大な範囲の悲劇がヨーロッパ ロシア人が平和について熱心でなく、 "私は帰国する際に、 会議の中途より退いて居り、協定の成立についてもトルーマンほど責任も感じておらず、且つ会議に於 の政策との相違を隠さなかつた。それで彼は八月一六日の議会に於て、われわれは勝利者のこの最 1 自らを欺くべきでない』となし、東欧の警察政府を攻撃し、ドイツ人の追放を非難し、"起つたこ マニア、 ハンガリーに関して われわれはいくつかの重要な協定を達成したと私は感じた。 ロシアの外交政策はわれわれが大なる不況に進みつつあるとの推定に基づい ロシア人が永久に彼等に利益ある凡ゆるものを要求する容赦ない取引者であ トルーマンが初めは不満を隠していたのに反して、最初よりイギリスの "われわれが最近の発展から得た印象は一種の全体主義が他の全体 (Truman, p. 341) と会 チャーチルは 外相 初 0

そのために勢力を拡大しつつあるものと解し、ソヴェートの勢力伸張を押えんと意図するに至つた。 る彼等の努力は私をして安全への彼等の話は全く偽善であると信ぜしめた。(p. 295) と書いているが、 た。 り長い間の駐留を主張し、北アフリカのイタリアの旧植民地の一への信託権を要求し、東亜に於て中国、 の意図を明らかにしている。その要求は社会主義国家への安全を求めることより遙に越えているとの感を抱かしめられ 出口を求めんとする如くに、トルコに対し、ダーダネルス海峡の通航権、 ろであるが、ソヴェー ために隣国にソヴェートに友好的な政府を樹立せんとしているのであると云うのが、ソヴェ 諸国に友好的な分子を鎮圧せんとするソヴェート政府の決意はもはや否定せられなかつた。 策と全く異つた政策を有することを明らかに知つたことがその将来の政策の決定に重大な影響を与えることとなつた。 ポツダム会議に於て、 以上の如くにトルーマン、チャーチル、ベヴィンが述べているように、ポツダム会議に於て、英米がソヴェートの政 米国国務長官バーンズはその著"All in One Lifetime" 口 ヤの帝政時代の帝国主義政策を再び採用するようになつたと解し、ソヴェートが世界革命の野心を捨てず、 トはヨーロッパの中央に広大な地域を自己の勢力圏としている許りでなく、その周辺の数カ所に 中欧と東南欧の小国とポーランドにソヴェートの好む種類の政府を樹立せんとし、そして西欧 に於て *地中海に於けるイタリアの植民地を得んとす 基地を要求し、イランに勢力拡張を求めてよ ートの理由としているとこ ソヴェ ートは自由の安全の 満洲 英米はソヴェ への進出

ポツダム会議の意義

これに対しソヴェ

] }

は、

英米のドイツに対する態度が非常に緩和されており、

ソヴェートの如くに残酷でない

ばか

てのドイツを考えているのではないかとの疑惑を生じ、英米が、ソヴェートが勝利の結果として当然得らるべき利益を

寛大に過ぎると考えられるほどであつた。英米のその寛大さの背後に、ソヴェートの進出に対する障壁とし

もソヴェートより奪わんとしているのではないかと疑うようになつた。

なし、 賠償をとるとの矛盾せる決定をなし、 議の設立及びドイツに対する政治的原則と経済的原則の決定のみであつて、 位の利益は譲つても妥協したが、 決案とは言い得なかつた。その他の問題についても、 相会議に講和条約の作成を委すことを決定し得たのみであつた。いずれにとつても満足すべき解決ではなく、 待つと云う留保条件を附し、 辞の下に漸く協定したものであつた。 ついては、 ついては提案が撤回せられるか、 命政府の解消とケーニヒスベ ンの撤兵は外相にその解決を委任し、 このように会議中に相互に不信の念を抱くようになつたことは、 成果を得るのを困難となした。 いよいよ妥協を困難となし、 バーンズの時間がないので、 賠償についてはドイツを一つの経済単位として扱うと云う原則を決定しながら、 ル グのソヴェート領有のみであつて、ドイツ船の処分、 ドイツを破ると云う共通の目的を果してしまつたこの時には、 他の国との 前回のヤルタ会議の際には共通の敵ドイツを破るために協力の必要を認めて、 ドイツを分割のままに現在にいたらしめる一因を作つた。 ポーランド国境についてはソヴェートの要求を容れたが、 戦犯及び東欧のドイツ人の追放については希望を表明せるにとどまり、 会議の経過を見て判る如くに、 場合によつては米国代表が協定に達しなくても帰国するとの、 関係より解決し得なかつた。 決定し得たのはソヴェートの要求せる、 相互にその利益を守るに強硬なる態度をとるように 主要な問題にして容易に解決し得たのは、 ポーランド国境、 前イタリアの植民地の 賠償、 口 東欧諸国については外 最終決定は講和会議 相互に妥協の必要を認 ンドンのポーランド亡 東欧諸国の問題 半ば脅迫的な言 処分、 最終的 その他に 地域毎に 外相

が 出来なかつたもう一つの理由は最初に外相会議の設立が決定したためであつた。両者の意見が対立し、 何かなさねばならぬとの緊急の必要に迫られて開かれた会議であつたが、このように殆ど具体的な成果を挙げること 容易には解決

ずる任務を課せられているが、東西の対立のために良くその任努を果し得ず、荏苒時を過ごし、且つ、第一次大戦後の とつてその会議が完全な成功ではないと語らざるを得なかつた。外相会議に多くを委ねている間に、分割統治がかって と云われるまでに発展するに至つた。なおこの外相会議は先に述べた如く、交戦国全体の会議に代つて、講和問題を論 に開かれた会議も、原子力の国際管理の共同委員会と朝鮮統一の米ソ委員会の設立を発表し得たが、バーンズは米国に はより困難であつた。ポツダム会議にて決められた如く九月に開かれた外相会議も完全に失敗に終り、 題を再び首脳達が論ずることを求めており、外相達自らも認めているところである。 た問題をより権限を持たず、より能力のない、――先にも述べた如く外相達が東欧諸国の承認問題を論じて行詰りに達 した時、モロトフが三巨頭はわれわれより、より合理的な人達であるから解決の道を見出すであろう、と云い、その問 し得ないことが明らかとなると、すぐに外相達に委任すると云うことになつた。 リ講和会議の如き会議を開かず、遂にドイツに対する講和条約が現在にいたるまで作られないこととなつた。 ュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題より普墺戦争を起した如くに両者の利害の衝突はいよいよ大きくなり、冷い戦争 然し、首脳達によつて解決し得なか ――外相達にとつては解決するの 年末にモスコ

すべきを規定している。このように明らかに矛盾する規定は、その解釈に曖昧なものを生じたのは当然であつた。更に ドイツ国民を経済的に援助する要をなくすため、ドイツ国民の堪え得るに足る生活水準を維持し得る資源をドイツに残 を認めており、ドイツをして再び戦争をなし得ないようにするため戦争能力となる工業の恐ろしい滅少を規定しながら、 原則に於て、ドイツを一つの経済単位として扱うことを規定しながら、 どちらの側もいやいや締結した協定であり、不満足なものであつたと云われる如く(McNeill, p. 606)、時日に追わ 利害の衝突を妥協により協定を成立せしめたため、協定の中に矛盾するものを含んでいた。先に述べた如く経済 賠償については地域毎にとるという一方的行動

地域を割あてられたが、フランス政府はポツダム会議に招かれなかつた。ド・ゴールは会議への参加を要求したが、英 協定の履行に困難を生じたのは、ヤルタ会議に於て、フランスのドイツの管理を規定したにもかかわらず、ポツダム協 され、自尊心を傷つけられたと感じており、フランスはポツダム協定の実施を管理委員会を通じて反対することによつ 工業力を恐れており、強力な隣国が多くの自治区域に分割されていることを望み、ポツダム協定により規定されている 配する原則への承認も求められなかつた。そのためフランスは明らかに諸協定により拘束されず、しかも管理委員会の 米はスターリンの反対を予期し拒否してしまつた。フランスは会議にも参加せず、三巨頭が決定せるドイツの管理を支 定にフランスの署名を得るを怠つたことであつた。フランスはドイツの連合国管理委員会に代表を出し、ドイツの占領 ように、ベルリンよりドイツを一として全国的に支配することは望むところではなかつた。その上会議への出席を拒否 トが協害を侵害する口実を供することとなり、ポツダム協定の価値をいよいよ減ずることとなつた。 て抵抗を示した。フランスのこの反対は漸くにして成立した協定の実施を困難たらしめたばかりでなく、 一員たるため、ドイツに於ける連合国の行動を否認し得た。フランスはソヴェート以上にドイツの一つとしての力及び 後にソヴェー